九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

マイスルといふ語

春日，政治
九州帝國大學法文學部國文學研究室教授

https://doi.org/10.15017/10577

出版情報：九大國文學. 1, pp.1-20, 1931-09-01. 九大國文學研究會
バージョン：
権利関係：

マイスルといふ語

春日政治

一

この稿は現代口語に於ける丁寧の助動詞マスの歴史的研究の一部分である。マイスルといふ語はマヰラスルのラの脱落した形であつて、歴史的假名遣に從へば、マヰスルと書くべきであらうが、この語の存在した時代の文献が、私の見た範圍では皆マイスルとイの假名になつてゐて、ヰと書いたものには一つも出遭はないし、無論發音も已にさう變じてゐたらうと思はれるから、姑くマイスルと書くことにして置く。從つてマヰラスルのヰも之に準じてイと書くことにする。

さてこの語の存在したことは、湯澤幸吉郎氏の著「室町時代の言語研究」の一一九頁と二二〇頁とに見えてゐるが、一往私の調査した經路について記して見ようと思ふ。

史記抄（文明九年）には給與の謙讓動詞並に謙讓助動詞には主としてマイラスルを用ゐてあつて、例のマラスルといふ語は一つも見えないのである。然るに極めて稀に（寛永活字本に據る）

更命――此ハ太上皇ノ豐ヲ思テ居タカラル、ホトニ豐ヲフツトウツシテヲキマイセラレタソソコヲ新豐ト云ソ（六ノ五十二ウ）

躡漢――使者カ聞ホトニ心得サセマイセウトテ足ヲフムソ附耳ハサヽヤイテ云ソ（十二ノ八ウ）

なごいふ形が見えるのである。これらは他の多い例から考へると、この活字本のラを落した誤植ではないかと思はれもするが、又

欲以――魏其ガ下ノ將相ヲコチヘ傾テトラウトスルソ乃微シカトワ云ワイテ面白ソハヲ云ヤウテ丞相ニハ誰テアラウソサリトテハ魏其コソヨカラウスラウナント、大后ニ云ワセマイシタソ（十四ノ四オ）

太子――（上略）是ハチツト無理ナ怨ミコトナレトモイサシラス通カ心ニ太子ホトニ上ヲ大事スル人ハ天下ニナニカアラウソト云テ我ハ又太子ヨリ猶大事ニ思イマイラスルト云事ヲ上ニ知ラセマイラセウトテハシカウ云テ試ニサセマイシタ歟サナウテハ怨ラレウスイワレカナイソ（十六ノ三十三ウ三十四オ）

なごに明かにマイシといふ形が見えて、マイラスルは連用形を皆マイラセタ、マイラセテの如くセと活用するのに比して、このマイシ二つだけがシと活用してゐるのを見ると、前の二例と共にマイラスルより他に、ラの落ちたマイスルといふ別の形があつて、活用も變つてゐるのではないかと考へさせられるのである。

然るに、この形の語を相當多く持つてゐる他の抄物がある。それは雲章の講義を同じく桃源の書いた百丈清規雲桃抄である。（湯澤氏もこの抄を調査されて例を出してゐられる）この抄には史記抄よりもよほど繁用してあつて、マイラスルと並用しながら、而も始ど半半に用ゐてゐる。（見落しがあるかも知れないが、私の調べた處ではマイラスル・マイスル共に二十三づつあつた。）而して史記抄と同じく例のマラスルは決して用ゐてないのである。

茲に私の見た清規雲桃抄について少しく述べたいと思ふ。私は京都兩足院本と足利學校本とを見たが、兩者はもと同一原本から出てゐるものであつて、湯澤氏の調査された東京大學本ともさして異なつた内容のものでないらしいことは、湯澤氏の解說並に示された文例とこの比較に由つて明かである。兩足院本は表紙に「勅規桃源抄」と題してある四卷本であつて、第四卷の終に

寛正三年歳在壬午八月十日瑞林之東軒抄畢、蓋雲翁始講於惠日之寶渚而、終卷於鷲峰、從己卯春迄今、前後四更星霜焉、其間或斷或續、而辛巳之歳、一切止之、以饑疾而事繁也。……

の跋文のあることは勿論、第二卷の中に次のやうな朱書が見える。

明應五丙辰冬、此一冊盛光院主音叟禪公首座筆之、明六丁巳五月念六日正校了、音叟公明六巳正月八日盛光火災卽席自殺矣

この識語によれば、少くも第二卷一冊は明應五年盛光院主音叟の筆であつて、音叟の死後或人（この朱書をした）によつて、朱墨で校合されたものと見える。盛光院音叟についてはまだ考へ得ないが、この寫本が明應五年の原本であるとしても、明應五年本を寫したものとしても、其の本の面影を傳へてゐるものとして差支ないであらう。他の卷についての事は分明しないが、到底それを同時若しくは遠くない前後のものと見て妨ないと思ふ。明應五年は寛正三年桃源の抄寫した時から三十四年後に當る。

足利學校本は二冊の零本であるが、標題は「寶翁規抄口訣」としてある。寶翁とは雲章一慶が東福寺の寶渚院にゐたからである。上ノ二と下ノ二とが殘つてゐて、上ノ一と下ノ一とが逸したのである。この本は兩足院本の四冊と分別が同一であつたものであつて、甲冊上ノ二が住持章第五から始まつて居り、乙冊下ノ二が日用軌範になつて居るので知れる。尙兩足院本も第三卷の首に勅修百丈清規卷下としてあるのを見ると、之も始は上下に別けたものらしいのである。足利學校本は下ノ二の奥に寛正三年云々の同一識語の載つてゐることは勿論であるが、其の後に

元祿三庚午年孟夏

としてあるから、其の年の書寫と見るべきものである。

尙この足利學校本は曾て足利衍述氏によつて調査せられて、同氏の記された

此書ハ寶渚（五山之高僧雲章一慶一條兼良ノ庶兄）之百丈清規之講義ヲ桃源瑞仙（史記抄ノ作者）ガ筆記セシモノニテ一名ヲ雲桃抄ト云フ現在京都之兩足院ニ四冊本ヲ藏スル外他ニ之レ有ルヲ聞カズ學校藏本ハ元祿三年ノ筆寫ニ係リ錄スル所ハ上ノ二下ノ二ニ止リ上ノ一下ノ一二冊ヲ缺クト雖天下希有ノ書タルヲ以テ準珍書ノ價値アルハ言フヲ要セザル所ナリ

といふ貼紙がしてある。やはり後世の傳寫だけあつて、誤寫もあるやうであるが全く兩足院本と同一內容の零本である。

ここに附記して置きたいことは、萬治板本の勅修百丈清規抄の事である。この抄は作成年代は明かでないが、其の跋に寅庵首書と桃源抄とを書入れて一抄となした旨が斷つてある如く、內に

桃源ノ抄ニ云ク公哥――監――班トヲ僧管ニナシマイシテカラ何事ヲモ官カラハイロハイテ帝師ノハカライニセラル、ソ（序二十五オ）

などあつて、マイスルが一つ見える。之は雲桃抄をその儘引用したものであつて、原文と全く同一である。

とにかくこれらの書にマイスルと云ふ語形が繁用されてゐることは、史記抄のかの個處の決して誤植でないことを證しかつこの語の存在を確かにするものであるが、私は其の後に尙一資料を見ることが出來た。それは同じく兩足院所藏の蒲室集（元僧大訢撰）の和抄である。書名は寺の目錄に據ると、蒲室聞棄となつてゐるが、表紙の標題には明かに蒲室聞塵と命じてあるから、今假にそれに從ふことにする。この蒲室聞塵は凡て七卷無論寫本であつて、目錄によると、幻雲壽桂卽ち月舟の抄する所となつてゐる。書中何等の識語も見えないのであるが、讀んで見ると、諸說の終に「月舟云」とか「舟云」とかして其の說を書いてある個處が數多見えるのを見ると、如何にも月舟の抄といふことが確からしい。元來月舟には蒲室集の漢抄もあるが、亦假名抄のあつたことは其の漢抄につけてある識語に於て明かである。足利學校圖書館には現に彼の漢抄である蒲室集四冊を藏してゐるが、この書は月舟の弟子牧雲の手寫する所に係つて、次のやうな跋がある。

世講蒲疏者、在前輩而亦爲少焉、龍山香梅屋屢求講之、予固辭曰、予才之短學之淺、識之不明、何以塞其責哉、梅請而不止且曰、師平居有云、吾聞諸　蕭菴、蕭聞諸村菴、村聞續翠之說唯四篇也、嘗一臠識鼎味、村之謂乎、然則師之所講諸老之義也、將何辭耶、予輙應其命講其義、始于甲戌五月廿八日、終于丙子二月廿四日、凡三十五回也、學徒前後、或有所聞、或有所不聞、聞而全者梅屋之外唯河清爾、戩子執筆侍側、印童亦粗聞、可笑、

永正十三年二月幻雲志

予寫　幻師之本者始于天文癸巳正月十一日終于同八月三日　　牧雲子壽戩

とある。漢抄の成つた由來がわかる。兩足院本聞塵の一卷には、

蒲室ノ中テモ用體不用體ヲ一々念比ニサタメラレタルトナリ信仲モアソハス蘭坡ハ是ニキカシマスソ心田モアソハス天隱ハ是レニキカシマス也村菴ハ江西ニ疏ヲ唯四篇キカシマス正宗ノ村ニ所望アルニ村ノ曰我江西ニ聞コト唯四篇也サレトモイカ樣思案シテトヲセラレテ三四年ノ間能クヲゴラウシテサテ爲正宗講之也……

といふ條があつて、蒲室集の漢抄の月舟に到る傳統に關して、漢抄の跋と同樣のことを述べてゐるのは旁々聞塵の月舟の抄であることを暗示してゐる。尙足利學校漢抄にはかの跋の次に左の如き跋文の寫を附けてある。煩はしいが、彼の假名抄の事を考へるには必要であるから揭げることにする。

□□缺幻師　蒲室跋

村菴師應蕭菴翁之求、以講蒲室疏、始寬正癸未閏六月十四日、終于文正丙戌十一月初四日、蓋歷歲者四、其璧全矣、村師每講之、蕭翁隨而抄之、皆以倭字、細釋其義、不必整齊、世所謂聞書是也、翁晚年改倭爲漢、郁乎文哉、因名蒲芽、其義深矣、後以其所親書之倭抄、付小友頑雲公、公珍重爲寶、非嘗重其書、又重其筆跡也、而以予與公忘年、密許乙覽、予卒謄寫之、秘于篋底、然考故事者、訛則正焉、疎則補焉、且非私所增損、而據村師蒲芽也、予竊呼之爲蒲

葉矣、異日蒲芽行世、則蒲葉雖不足取、庶幾倭字易讀、而便于童蒙矣、予曾抽毫于蕭翁蒲席、而不能抄萬一焉、今攤此抄顔末類爾

これは彼の假名抄の跋文と見えるものであつて、其の抄を蒲葉と呼んだことが知れる。而して其の抄は、村菴の講義を蕭菴が假名文で書取つたのを聞書といつて頑雲（卽ち河清）に與へたのを、更に月舟が借覽して寫して補訂を加へたものである。そこで前の跋と比較して考へると、永正十一年から十三年までに出來た漢抄よりも以前に和抄が出來てゐたらうと考へるのが穩當であらう。さて、この和抄蒲葉と聞塵とは如何なる關係にあるかといふことは無論明かではないが、和抄が一つあり、漢抄が一つあつて、更に和抄を一つ作るといふことは普通あり得ないし、恐らく蒲葉、聞塵は同書の異名ではなからうかと思ふ。若しさうしたことが許されるならば、この聞塵はもと村菴が寛正四年六月から文正元年十一月まで四年間に講じたものが本となつてゐるといはなくてはならないが、月舟の手によつて成つたのは、村菴の歿後と見えるから、長享以後永正初年までの間、略々史記抄に次ぐ時代のものではないかと想像されるのである。

更に兩足院には三體詩法抄といふ二冊の寫本があるが、其の下卷の終に、

三體詩法抄終　　天文六丁酉正月廿一日破關子

右抄出先年於南朝（都カ）染筆、至今天文十五曆已十霜、寓居相州金湯山早雲寺、加朱點遂一校畢矣

丙午暮春中六　　三關宗和誌之

とあるのによつて、この書の成つた時、寫した時が明かである。この書は林宗二が書いたのを宗和が寫して朱點を入れたものであつて、板本「三體詩絕句抄」の原本であるらしいのである。板本は年代が明かでないが、この本は天文六年に出來たものであることが明瞭であつて、國語資料としては一層役立つものである。しかるにこの書の中にマイスルを用ゐてある處が唯一つある。

注馬ガ私宅ニアル杏子ノ大ナルヲ公方ヘハマイセイテ私ニ仕ラナント、云底心テハシアル歟德宗ヨリ杏子ニ封ヲ付サセラル、程ニ御機嫌カ惡カラウト云テ宅共ニマイラスル也

といふのか是であつて、湯澤氏が板本絕句抄から引かれた個處と同一である。之は同氏が絕句抄の解說にも言はれた通り元來絕句抄は古抄から注を集めたものらしく、ここに「注云云」としてあるのは、古抄から寫し來つたものかも知れないし、加之宗二の他の抄物は皆マラスルの方であるから、このマイスルは少くも宗二の語ではなかつたといひ得る。興味のあることにはこのマイセイテの側に異筆でラの字を後補してあることである。恐らく已にマイスルといふ語の聞かれなくなつてから後の人の仕業であらう。それはさにかく、この三體詩法抄のマイスルだけは上述のやうな理由で、確かにこと年代附けることは困難である。

尙史記抄に就いては、足利學校所藏の寫本（書寫年月不明）を對校したが、この本が十二冊だけの缺本であるにも係らず、幸にも板本にある前揭四個處の例が悉くあつて、而も一つ殘らず板本と合致してゐる上に、尙板本にマイラスレとあるのが、この本にマイスレとなつてゐる個處を見出したのは圖らざる獲物であつた。この例は後に出て來る筈である。

以上が今日まで私の見たマイスルに關する資料のすべてであるが、以下これらの資料をかりて、この語の考察を試みようと思ふ。

二

マイスルといふ語の意味は言ふまでもなくマイラスルと同一であつて、前揭の諸書には皆並用してあつて、其の間に何等の差もないのである。而して動詞としても助動詞としても用ゐることも同樣である。たとへば、

入滅ノ時ニ佛ノ水ヲ飲タイトヲセラレタヲマイセヌ一ソ（桃一）

天子百官信向事外ニシテ物ヲモ皆過分ニマイセラレテ福力ノ僧テモアル也（蒲一）

なぎは動詞に用ゐてあつて、給與の謙讓を表し、サシアゲルと譯し得るものである。

住持詢問――年カヨラシモタ歟病ハナイ歟ト問ソ又寮舍ノ家具ナントハワルイ歟知事ニ申シツケテマイセウナント、云テ起ツソ（桃二）

の如く助詞テが上に來るものも用例は少いが、亦動詞の用法であつて、やはりサシアゲル義である。卽ちテの上なる動詞に直接して、其の動詞を助けるのではなく、テで切れて了つて、下のマイスルは獨立した本動詞である。無論マイラスルの用法がさうなのである。

さて助動詞樣の用法は、直接動詞・助動詞に接續するものであつて、

其時ニ弟子同宿ノ中ニ此ホトノ事ヲカヘシテ問マイスル者モナカツタ歟誰モ不知事トヲセラレタト云傳タマテ、問マイシタト云事カナイソ（桃三）

季潭ホトノ長老罰シ事ハトテ天竺ニ未渡之經カアルホトニ其ヲトリニヤリマイスルトテ流シマイセラレタソ（桃三）

更命――此ハ太上皇ノ豐ヲ思テ居タカラル、ホトニ豐ヲフツトウツシテヲキマイセラレタソソコヲ新豐ト云ソ（史六）

なぎは、動詞に續けたもの、

此語ヲ聞ツケテ言語道斷ノ事出家ノ心カイラシモトテナントモシテ婚サセマイセヨト云ソ（桃一）

覺範ニ行狀ヲカ、セマイシテ無盡ハ大官人テアルホトニフツトハマミヘマイソ（桃四）

コレヨリ先キ天子ヨリ靈隱ヘ住サシマイセラル、ノ顧問アリ（蒲一）

なぎは、助動詞に續けたものである。さて助動詞に續けた用例は右の例のやうに使役にばかりつづいてゐるが、マイスルは使役に限つて續いたとか、使役にはマイスルといふ形でなければ續かなかつたとか斷言し得られない。元來マイラスル

が助動詞に續けられる場合は使役が最も多い。

佛ノ御問アツタニアラウスト返事ヲモ申サイテハヤウ入滅サセマイラセタ（桃一）

代曰君何患於是――ヤスイ事テサフ結句所領ヲマウケサセマイラセウト云ソ（史二）

先ツ上ニ其根源ノ樣ヲ申シテキカセマイラスルソ（史十五）

それと共に、受身につづくものが表れてゐる。

無爲ニ死テ高祖ニツカワレマイラスルコトハ得ルハ幸ナリト云ソ（史七）

祭ラレマイラセウトテコソ幸キヲ望ムフウソ（史十四）

淨飯王ノ此上ハナントセウトテサラハ一人ハアマリサウサシカラウスツカワレマイラセヨトテ父親ニ三人母親ニ二人ヲヤラレタソ（桃一）

以上マイラスルの助動詞接續の二つの例は、使役にはマイラスル、マイスルいづれも續いたことを表してゐるし、又マイスルが受身にも續けることがあつたらうと想像させるのである。要するにマイスルの接續はマイラスルと少しも差異はなかつたと思はれる。

そこでマイスルの助動詞やうの用法、即ちこの語の動詞、助動詞に接續する場合の意義についてであるが、これは前掲の諸例で之を見ることが出來るやうに、給與の意義は始ごなくなつて、多くの場合單に謙讓の語となり了つてゐるやうである。即ち譯してマウスとかマウシ、アゲルとか言ふのである。尤も

此ハ太上皇ノ豐ヲ思テ居タカラル、ホトニ豐ヲフツトウツシテチキマイセラレタソソコヲ新豐ト云ソ（史六）

使者カ聞ホトニ心得サセマイセウトテ足ヲフムソ附耳ハサ、ヤイテ云ソ（史十二）

なども給與の意味を入れて……シテサシアゲルと譯してもよいやうに思はれるが、之はむしろ前後關係が給與の意味を加

へて來るのであつて、其の語自身は謙讓だけにマウスこかマウシアゲルこかで攝し得るもののやうである。かくてこの語じ動詞、助動詞に連る助動詞やうの用法に於ては始ご單なる謙讓語になつてゐるこ言つてよい。

次に一往この語の活用を檢しておかう。この活用については、動詞用法も助動詞用法も同一に取扱つて差支ないこ思ふから、用例の掲出はすべて兩者を混じて、區別を置かないことにする。さてこの語の活用はマイラスルこ同じである筈であるが、已に變じた點がある。

未然形、先づ未來形は、

毋客――寄賣物件ハ賈人ナントカ此ヲコ、ニアツケマイセンナント、云ニ物ヲ置ク事ソ（桃三）

蹂漢――使者カ聞ホトニ心得サセマイセウトテ足ヲフムソ附耳ハサ、ヤイテ云ソ（史十二）

の如く、否定形はヌのつく場合が、

入滅ノ時ニ佛ノ水ヲ飲タイトヲセラレタヲマイセヌ一ソ（桃一）

イデのつく場合が、

馬カ私宅ニアル杏子ノ大ナルヲ公方ヘハマイセイテ私ニ仕ラナント、云底心テハシアル歟（三體詩法抄下）

なごに見える。受身形若しくは崇敬形は多く表れてゐて、

大珠ハ頓悟成佛論ヲアラワシテ馬祖ニミセマイセラレタレハ御覽シテカマイテ秘セヨトヲセラレタソ（桃一）

豐ヲフットウツシテヲキマイセラレタソソコヲ新豐ト云ソ（史六）

天子百官信向事外ニシテ物ヲモ皆過分ニマイセラレテ福力ノ增テモアル也（蒲一）

なご是である。湯澤氏の引例（室町時代の言語研究二二〇頁）

渡シマイシラレタソ（桃三兩序）

は私の見落しかも知れないが、兩足院本には見えなかつた。要するに未然形はマイセである。

連用形　中止形や熟語形は見えない。タ（又はタリ）・テのつづく場合、

云タヤウニ舍利ニナツタホトニ持テイテ人カ破菴ニミセマイシタレバ擧起チ諛有八斛四斗トモ此ヲハモツテイテチケ

還我生前一句來ト云ワレタレハ……（桃三）

誰モ不知事トヲセラレタト云傳タマテ、問マイシタト云事カナイゾ（桃三）

覺範ニ行狀ヲカヽセマイシテ無盡ハ大官人テアルホトニフツトハマミヘマイソ（桃二）

などの如く皆マイシである、史記抄の一二例は已に出してあつた如くである。

只足利學校本寶翁規抄口訣に

勸請――此寺テ兀菴和尙ニ上堂サセマイセタニソ（桃二）

といふ一例外が見えるが、之は兩足院本勅規桃源抄には、

上堂サセマイセラレタヤウニソ（桃二）

であるから、多分この未然形がもとで、元祿書寫の足利本にラレが脫落したものと見える。從つてここの例には採用し難い。只助動詞タイを續ける場合に、

山庵雜錄ニモ岬雲外ノ天童ニ住シテノ後ニ住サシマイセタイヲ此人ノ圖ニトリアタラシマサヌホトニ天童ヘモ住サシマサスハ惜イト云タルソ（蒲五）

のやうにマイセといふ古形を遺してゐる例が見える。しかし連用形は標準的にはマイシとなり了つてゐる。

終止形　この語の眞の斷言の例は見出せない助詞トで受ける場合が、

季潭ホトノ長老ヲ爵シ事ハトテ天竺ニ未渡之經カアルホトニ其ヲトリニヤリマイスルトテ流シマイセラレタソ（桃三）

といふ一つの例であつて、無論マイスルである。

連體形　體言に連なる場合は

掛搭サシモテ四十二日アツテ張康國夫人喩氏カ入レ寺圓悟老師ヲ請テ陞座サセマイスル時、畧雲門僧問……（桃二）

其時ニ弟子同宿ノ中ニ此ホトノ事ヲカヘシテ問マイスル者モナカツタ歟（桃三）

などである。體言につく格助詞で受ける場合も無論、

駿骨――ハ駿骨ヲ比遠山也此遠山ハ年モヨラシムテ住持モイヤトヲシナルヲ强テ請シテ出世サセマイスルニヨツテ驊騮ノ如キワカキ人モ見マネヲシテ皆出世スルト云心ソ（蒲六）

の如くである。指定するゾに連なる時も亦同じてある。

朝夕――調菜ヲシテ長老ニマイスルソ（桃四）

圓悟ハ蜀テ死ス大惠四十九ノ時徑山ニ住スルソ左丞相張魏公カ住院サシマイスルソ（蒲七）

要するに終止と連體とは此の時代に於ける一般活用言と同じく同一形である。マイスといふ短い形は其の例を求め得ないが、否定推量のマイといふ語などの接續する場合に或はマイスマイと言つたかとも思はれるが、之も史記抄のマイラスルが、已に、

請後可而復之ヨイ時節ニ復マウサ今ハ九鼎ヲハエマイラセマイト云ソ（史二）

趙王ヲハヤリマイラセマイソト云ソ（史六）

の如く、未然へつづかせてあるのを見ると、マイスルの方も多分マイセマイと言つたものであらう。しかしその點は私の見た資料だけでは不明である。或はベイ、ラウなどをつづける場合に出て來るかとも思はれる。

已然形　助詞バのつづく形が見えるが、ド若しくはドモのつづく例が缺けてゐる。

此人ハ貪ル心無クシテ人カ物ヲマイスレハヤカテ人ニトラスルナリ（蒲一）

コソと已然との係結法は無論まだ活きてゐたので、

大丈夫――大丈夫ホトノモノテ我トモノヲタニヘクワヌモノチヤカ何トシテ報レ人ニ事ハアラウソ我ハサル人ノ子孫チヤト思テコソモノヲハマイスレ其報答ヲ得ントテスル事テモナシト云テ腹立ソ（足利學校本史記抄五）

の如き例が見える。尤も板本史記抄（十二）はこゝがマイラスレと長い形になつてゐる。

命令形　已に掲げた例であるが、

此語ヲ聞ツケテ言語道斷ノ事出家ノ心カイラシモトテナントモシテ婚サセマイセヨト云ソ（桃一）

といふ唯一の例を見る。マイセイといふ形の存否は不明であるが、之も清規抄、史記抄に從ふと、マイラスルはすべて

淨飯王ノ此上ハナントセウソトテサラハ一人ハアマリサウサシカラウスツカワレマイラセヨトテ父親ニ三人母親ニ二人ヲヤラレタソ（桃一）

職掌――ナニヲモサワヤニシテマイラセヨソ（桃三）

其母必致――康公カ母ノ云コトハ共王ニ此三女ヲマイラセヨ（史二）

高祖ノツヨク昧ヲニクウ思ワレタホトニ楚ニアルト聞テ詔シテ捕テマイラセヨトヲセイタサレタソ（史六）

郎中トモナツ、ヘシイ者ヲハ太常籍カキタテ、マイラセヨソ（史十五）

などの正しくマイラセヨとあるから、マイセヨも尙さう言つたものであらうか。尤も

サウシテ趙ノ國ノ郡々ヘ下知シテ牛ノスヽヲ悉クマイラセイト下知シタソ（象求抄三）

又女宗ノ兄ノ寧王ハ耳キヽテアツタ程ニナヲ〳〵教ヘマイラセイトテ毎ニハ箏ノ新曲ヲモ教ヘマイラセテ……（三體詩

法抄二）

などのやうに、享祿・天文頃にはマイラスルの命令形がマイラセイと見えてゐるから、マイスルにも實際にはマイセイがあつたかも知れないが、明かでない。

かくて、用例の遺存するものに從つて、この語の活用表を作ると次のやうである。

語幹	未然	連用	終止	連體	已然	命令
マイ	セ	シ	スル	スル	スレ	セヨ

已に全くサ行變格活用になり了つてゐる。但し連用形に下二段形セの名殘をタイ接續の時に止めてゐる。

以上の考察によつて、マイスルといふ語が、寛正・文明の頃已に本來の活用サ行下二段を變じて、サ行變格になり了つてゐたことが明かである。サ行下二段がサ行變格に變化したといふことは換言すると、只一つ連用形のセ音がシ音に變化したといふに外ならない。吾人は抄物に於けるマラスルが多くの場合サ行下二段で保たれてゐたのに、桃山時代に至つて意義の變移と共にサ行變格になつてゐることに氣附くのであるが、マイスルの方が已に先んじて其の活用變化を遂げてゐたことは、更に注目に値ひすることであると思ふ。

翻つてこの語の原形マイラスルといふ語は後永く下二段形を保有して變じなかつたやうである。私の見た資料の中で此の語の連用形のシとなつてゐるものは殆ぎない。只蒙求抄三に

未知――近頃母ノイキタヤラウ死ダヤラウヲ知ヌソ路モマチトテ候程ニ此ワケヲ持テ入テマイラシ候ワウト云タソ

といふ用法がある。之は兩足院所藏の寫本も同一であつて候につづける連用形をかう言つたらしいが、少い例である。少くもマイラスル・マイスルを並用してゐる勅規桃源抄・史記抄・蒲室聞塵などには決して見出されない所である。是を以て見ると、形の短められたマイスルの方が其の活用も共に崩され易かつたと言はなくてはならない。凡そ文語の活用の永く變らないのは、形を正しく言ふといふことが言語に於ける品位の高さであつて、自ら其の活用も崩さず語るやうに特別に意を留めるのに原因してゐるのではなからうか。かうした意味に於てマイラスルは已に文語に入りかけてゐた事を物語るものであらう。文祿の伊曾保や平家は一方にサ行變格になつたマラスルを繁用しながら、マイラスルは下二段に活かせてゐるし、元和時代の醒睡笑にはマイラスルを繁用してゐるが、正しく下二段に活用させてある。つまりマイラスルは後世の口語に近い文にまで下二段を保つてゐるのに、マイスルに寛正文明の間に已にサ行變格になり了つてゐて、後世のマスルの活用形が早くこの語に於て取られてゐたのに注意すべきである。

次にマラスルといふ語も抄物に見える範圍では下二段を保つてゐると言つてよい。蒙求抄などには未だ連用形の變化を見出し得ない。私の見たもので、年代不明の毛詩抄（足利學校本）に

コ、ニ人ノアルカ妻ヲモタイテイラレタ此ノ裳ヲモヌウテマラシテ妻ニナリタイト云心チヤテ候ソ

とあり、同じく年代不明の論語大全（久原文庫本）に

サキニ申ス如ク山梁雌雉歎シ玉フヲトラヘテ此ヲ子路カワルウコ、ロエテ天然ニ子路カ雉ヲ持合テコシラヘテマラシタソ

なぞ稀には見えるが、抄物言葉の標準活用ではなかつたやうであつて、比較的後まで原形を正しく保つてゐたことを示すものではなからうか。之に比してもマイスルは早くサ行變格の形を取つて了つてゐる。かくマイスルが已に活用を變じて

表れてゐるのは、ラの脱落が其の表れた書物（寛正頃）より或以前に起つてゐるだらうことを暗示してゐるやうにも考へられるのである。

三

茲にマイスルの使用された年代、從つてマラスルとの交渉について一瞥して見よう。もとより狹い見聞の範圍ではこの考究も頗る困難ではあるが、私の見ただけを本として大凡の見當を附けておくことも强ち無用ではなからうかと思ふからである。マイスルの見える資料は已述の如く勅規桃源抄・史記抄・蒲室聞塵の三つであつて、桃源抄は寛正三年に成り、史記抄は文明九年に成つたことは明かであるが、聞塵は年代不明であつて、只長享から永正の初頃までに成つたであらうと推定したことは已述の如くである。三體詩法抄や板本勅修百丈淸規抄はこの語が見えてはゐるが、古抄から寫し入れたものであるから時代の考察には採用ゐ難い。さうすると、マイスルの物に見えるのは凡そ寛正頃から永正の初頃までとすることが出來る。寛正以前に已に成立つてゐたらうこと、永正以後こいへども存在したらうこと、少くも月舟の歿年天文の初頃までは存在したらうことは想像出來るが、時代をいふ場合には畢竟物に表れてゐる時代には確かに用ゐられたといふに止まる。

次にはマラスル發生の年代であるが、之も狹い見聞で斷言することは差控へなくてはならない。私の見たこの語の表れてゐる資料は、十二三種あるが、過半は作成年代の不明なものであつて時代の先後を考へるには役立たない。其の内四五種年代の明かなものも多くは天文以後のものであつて、それ以前のものは極めて少い。板本では蒙求抄がマラスルの最も多く見えるものであるが、享祿二年の作とせられてゐる。閑吟集にもこの語が一つ見えてゐるから、已に永正頃にはあつたことは大凡知られてゐるのであるが、私の狹い見聞でも此の語の存在は今少し溯り得る。しかもマイスルにさして後れ

ず表れてゐるといはなくてはならない。これも兩足院の藏本であるが、日本書紀抄一冊がある。この本は特別の識語はないが、開卷第一枚の首に、

文明十二年四月五日　今日ノ文字ヨミハ神聖生其中マテ也讀ヤウハイヅレモ人々ノ點本ニアリ去共ク、モリテ共又クラケナス共兩樣ソ

と書出してあり、第七枚の裏に「生其中――」の講義があつて、さて第八枚の表に至つて、

右講ハ生其中マテ也

吉田三品―俱卿文明十二年四月五日ニ北野ノ空成院ニ於テ講玉フ　自今日一七日參籠之　今日講了聽聞以後コモリ處新經藏ニ於テ灯下ニシテカサネテ導師ノ口ウツシニ所望申シテ書也

とあり、次に改めて、

同六日朝書添之

として講義を後に書繼いでゐる。この語によると筆者は吉田兼俱の講義を四月五日より七日間聽聞したらしい。この一冊は日本書紀抄第二まで及んでゐるが、其の時の講義の全部であるか否かは不明である。ともかくこの講義が文明十二年四月初旬のものであつたことは確かである。而してこの寫本は其の原本らしく見えるが、よし假に傳寫であるとしても、餘り變改されたものではないだらう。

しかるにこの抄にはマイラスルと共にマラスルを用ゐてある。

次生蛭――ヒルコヲウミマラセラレテ足タヽス風ニ任テ舟ニハナスソ

其時日ノ神ノホソメニアケテ御ランアルトキニ彼ノ鏡ヲウツシテミセマラスルソ

天ノ羽車ニノリテ下ルソ宮廷ナト遠ニハアマノ羽車ニノセマラスルソ

の如きが是である。已に史記抄と同時代に一方にマラスルの存在したことを認めなくてはならない。現在の私はマラスルの見える資料について、年代を之以上溯ることは出來ないが、之だけで以て、直ちにマイスルが先に表れて、マラスルが後に生じたと斷言することは暫く差控へなくてはならない。只少くもマイスルとマラスルとが同時に並存してゐた時代があることだけは言ひ得る。其の時代は少くも史記抄前後から後三四十年間をば、已述の資料からほぼ確實に想像し得る。

然らば其の並存した時代に於て、この二語が一文獻中に兩用された例があるかといふと、管見の及ぶ所では一つもないと言つてよいと思ふ。卽ちマイスルを用ゐてゐる抄物には決してマラスルが見出されないし、マラスルを使つてゐる抄物には決してマイスルが見出されないのである。但し三體詩法抄の例が特別に取扱はるべきことは已に屢述べ來つた如くである。尙この兩語が劃然分れて混用されなかつた跡は、其の活用が互に相侵されなかつたのでも知れる。かくて同一義の異形の二語が時代を同じうして存在しながら、個人的に之を混用しなかつたことは、畢竟するにこの二語の屬してゐる廣義の社會的區別（階級・職業・地方等）に歸しなくてはならないと思ふ。

元來マイスル若しくはマラスルにマイラスルを並用することすらも、常用の純口語としては變な一事實でなくてはならない。

人ニカシタレハ打忘レテヲイテ今カヘイタ程ニマラスルソ何トモ思ハヌソスツルヤウニ思程ニマイラスルソ（蒙求抄中）

春日ノ社テハ四番メニ天照太神ヲヲキマイラセラレタソ夫婦ニナシマラセラレタテ候（弘治三年神代抄下）

などのやうに殊に近接して同一語を兩形にいふことは、一人の言葉としては甚だ不統一の感がある。しかしそれは今日の講談家が時にゴザリマスルと固苦しく言つたり、又ゴザイマスと碎けて言つたりしても見逃し得る程度のものであらう。況や抄物といふものが文語・口語つき混ぜたものなるに於てをやである。しかるにマイスルとマラスルとを個人的に混用しなかつたことは、各人が自然に使用し習つた純口語であつて、侵し侵されない何等かの區別ではなかつたらうか。私は

それは社會的の區別であつたらうと思ふ。

元來マイラスルが一方にマイスルとなり、他方にマラスルとなる、換言すると同一語の中の異なる音の脱落を起す原因は如何なる所に存するか。凡そ多綴音語の中の或一音が落ちるといふことは、主として發音上の强弱に起因するのである。それ故マイラスルの内のマイに强めを置けば自然ラを呑込んで了ふやうになるし、之に反してラに强めを置けば、自然マイのイを呑込んで了ふ傾向を取る。これがこの兩語の別を起し來つたものではなからうか。語音の强弱の差は地方により階級により職業により或は男女の性別等にも由るものであるから、若しこの二語が發音の强弱の差によつて起つたとすれば、其の發生した社會が違ふと見るのが至當ではなからうか。

德川時代の戲曲や小説に見えるゴンスとザンスとは共にゴザンスといふ語から出て來たらしいが、兩者は異なる音を落して並存してゐるのも、もと語音强弱の異なりから起つて來たものと思はれる。私は未だこの兩語の發生經路、時代の先後、使用の社會等に就いて精しい調査をしたことはないが、少しく調査したならば、此等の語の發生及び使用の範圍等については、自ら地方の東西とか社會若しくは男女とかの區別があること、かつ個人的に混用しなかつたことを發見し得ると思ふ。現今シテルノヨ（シテキルノヨ）といふ語をシテンノヨといふモダーン表現が見え出したやうであるが、之も一方にはシテルンヨともなり得ることと思ふが、是等も同一例に入るものと思ふ。

さてマイスルとマラスルとに還るが、然らば兩語の社會の差異は果して如何に考ふべきか。私は勢これら抄物の作られた社會の區別を窺ふ必要を生じた。これらが場處的には中央京都で作られたことは勿論であるから、何れも當時の京都言葉で書かれたものと見なくてはならない。只マイスルの表れる資料が、勅規桃源抄・史記抄は勿論、蒲室聞塵も皆禪僧の手に成つたものであり、是等と相前後して存在しながらマラスルの表れてゐる資料、日本書紀抄が神道家により、蒙求抄が儒學家によつて講義されてゐることは、少くも一顧に値する點であらうと思ふ。私はマイスルといふ形は一時僧侶の間

に使はれた言葉遣ではなかつたかと思ふのである。むしろ一般は閑吟集にも見えるやうにマラスルを用ゐてゐたものであらう。つまり緇素卽ち僧俗の社會的區別がこの兩語を對立させてゐたのではなからうかと思ふ。法師の言葉は聞く耳異なるものと枕草子の昔から言はれてゐるが、僧侶の言葉が一種特異の言語團を作つてゐることは、或點は現代までも及んでゐるのであるから、かうした言葉遣の差別の存することもあり得るやうに思ふ。一方僧侶が地方から來たものがあつたことから地方語の持込まれたものとも考へられぬではないが、其の點は明かでない。何れにせよ、この場合マイスルは禪僧社會の言葉遣と見るのが最も妥當ではなからうか。

かうした考察は、資料の缺けた處を想像で繋ぐことであつて、少からず危險が伴ふものであるから、畢竟漠然たる歸結にしか達し得ない。要するに私の現在の調査程度ではマイスルの消長に就いては次のやうにしか言へない。マイスルはマラスルよりも文獻上やや先に表れたらしく、已に早く活用をも變じてゐたが、さして遠くない後にマラスルが表れた爲、或時代を之と竝存したが、劃然使用の社會を別にしてゐたやうである。マイスルは初から佛者の社會に使用せられたらしく俗衆の社會に起り廣く用ゐられたマラスルの方が之に打勝つたものと見え、後には影を潛めて了つた。かくてマイスルは音形から言つても活用から言つても今日の丁寧助動詞マスに、マラスルよりも近かつたのにかかはらず、一時の存在が認められるだけであつて、マスへの關係は絕えて見出されない。マスの直接前身はやはりマラスルの方であるらしい。

（昭和六・七・五稿）